

報告書「社債管理補助者制度に係る実務上の対応について」概要

（「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」報告）

2021/6/16

日本証券業協会

社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ



報告書「社債管理補助者制度に係る実務上の対応について」概要

(「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」報告)

1. 検討の経緯
2. 社債管理補助者制度の概要
3. 検討の基本的な考え方
4. 社債管理補助者の権限
5. 社債管理補助者の業務
6. 社債管理補助者の義務・責任
7. 社債管理補助者の費用・報酬
8. 社債管理補助者の業務終了事由
9. 結び

- 現状、社債管理者の設置に要する費用や担い手確保の問題から、社債管理者を設置しない社債が多く発行されており、社債権者保護の観点から、社債の管理に関する最低限の事務を第三者に委託する枠組みの必要性が指摘。
- 2019年12月、このような現状を踏まえ、改正会社法(2021年3月1日施行)により、社債の管理に関する新たな枠組みとして「社債管理補助者制度」(以下「補助者制度」という。)が創設。
- 2020年11月、本協会において、補助者制度の普及や円滑な導入に資するため、「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」(以下「検討部会」という。)を設置。
- 検討部会における社債管理補助者(以下「補助者」という。)に期待される業務内容や必要な権限等に関する議論の結果、並びに補助者制度に関する社債要項及び業務委託契約書(以下「社債要項等」という。)の規定例を報告書として取りまとめ。

2. 社債管理補助者制度の概要

	補助者制度の概要	(参考)社債管理者制度の概要
対象	<u>社債管理者不設置債(担保付社債を除く)への任意設置</u>	原則すべての社債(例外規定あり)
契約形態	<ul style="list-style-type: none"> 発行会社が補助者に対して、社債権者のために、<u>社債権者が自ら行う社債の管理の補助を行うことを委託する契約</u> 補助者は社債権者の法定代理人 	<ul style="list-style-type: none"> 発行会社が社債管理者に対して、社債権者のために、<u>社債の管理を行うことを委託する契約</u> 社債管理者は社債権者の法定代理人
担い手	銀行その他の金融機関等、信託会社、保険会社、 <u>弁護士、弁護士法人</u>	銀行その他の金融機関等、信託会社、保険会社
権限	<p>社債の管理の補助に関して<u>裁量の余地の限定された権限</u>を有する</p> <ul style="list-style-type: none"> 限定的な法定権限(基本的権限) 約定権限(委託契約の定めにより付与された権限) 社債権者集会の招集権限(<u>社債権者からの請求が前提</u>) 社債権者集会への出席及び意見申述権限 	<p>社債の管理に関して<u>包括的な権限と広い裁量</u>を有する</p> <ul style="list-style-type: none"> 広範な法定権限(基本的権限) 約定権限(委託契約の定めにより付与された権限) 発行会社の財産状況の調査権限 社債権者集会の招集権限 社債権者集会への出席及び意見申述権限
業務	<ul style="list-style-type: none"> 社債権者が自ら行う社債の管理の補助を行うことが業務であり、したがって補助者は<u>限定的な権限に基づく業務</u>を行う 複数の補助者がいる場合、<u>各自がその権限に属する業務</u>を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 社債権者のために社債の管理を行うことが業務であり、したがって社債管理者は<u>広範な権限に基づく業務</u>を行う 複数の社債管理者がいる場合、<u>共同してその権限を行使する</u>

※両制度の相違点に下線

2. 社債管理補助者制度の概要

	補助者制度の概要	(参考)社債管理者制度の概要
義務	<ul style="list-style-type: none"> 限定的な権限及び業務内容に基づく公平誠実義務及び善管注意義務 善管注意義務違反について、事前の免責は認められない 社債の管理に関する事項を(委託契約の定めに従い)社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置を講ずる義務 	<ul style="list-style-type: none"> 広範な権限及び業務内容に基づく公平誠実義務及び善管注意義務 善管注意義務違反について、事前の免責は認められない
責任	<ul style="list-style-type: none"> 法令又は社債権者集会決議に反する行為をした場合は社債権者に対する損害賠償責任を負う 複数の補助者がいる場合、同じ損害賠償責任を負っている補助者同士が連帯債務者となる 	<ul style="list-style-type: none"> 法令又は社債権者集会決議に反する行為をした場合は社債権者に対する損害賠償責任を負う 複数の社債管理者がいる場合、連帯して損害賠償責任を負う
辞任	やむを得ない事由や解任の場合を除き、辞任する場合には予め事務を承継する者を定める必要がある	やむを得ない事由や解任の場合を除き、辞任する場合には他に社債管理者がない場合に限り、予め事務を承継する者を定める必要がある

※両制度の相違点に下線

【検討の基本的な考え方】

- 対象は公募債(振替債)とし、リテール債を除く
- 補助者制度は、社債権者が自ら社債の管理を行うことを前提に、第三者である補助者が社債権者のために社債の管理の補助を行う制度であることを踏まえ、その制度趣旨を逸脱しない業務内容とする
- 発行会社及び投資家の裾野拡大の観点も踏まえつつ、市場参加者が補助者に最低限期待する業務内容とする

補助者の業務を ①法定権限業務、②会社法第714条の4第4項に関する業務、③約定権限業務、に分類したうえで、補助者に最低限期待される業務を補助者の「基本的業務」と整理し、基本的業務及びその遂行のために必要な権限等について社債要項等への規定例を示すこととした。

4. 社債管理補助者の権限

補助者は社債管理者よりも裁量の限定された権限を有し、その権限に基づく業務を行うものとされており、その権限は法令上に明記された法定権限と、委託契約の定めに基づく約定権限に区分される。検討部会では、補助者の基本的業務に係る法定権限及び約定権限について、以下の考え方に基づいて社債要項等の規定例を示すこととした。

- 法定権限については、補助者の権限や業務の内容は投資判断の重要な材料となりうる場所、補助者制度は新設された制度であり、現時点では、補助者の権限や業務内容は一般に認知されていないことから、標準的な補助者の権限等について周知を図る
- 約定権限については、法令上、発行会社と補助者の委託契約にその内容を定める必要があることから、補助者の基本的業務のうち、その遂行のために法定権限以外の権限を必要とする業務がある場合には、当該業務に係る権限を約定権限として規定

【補助者の基本的業務に係る権限】

- 破産手続、民事再生手続及び会社更生手続において債権の届出を行う権限
- 清算手続において債権の申出を行う権限
- 社債権者集会を招集する権限(社債の未償還残高の10分の1以上を有する社債権者から請求があった場合、自らの辞任に係る同意を得るため必要な場合のみ)
- 代表者若しくは代理人を社債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べる権限(社債権者集会が特別代理人の選任について招集された場合を除く)

検討部会では、補助者の業務を「法定権限に基づく業務」「会社法第714条の4第4項に規定する業務」及び「約定権限に基づく業務」に分類したうえで、以下の業務を補助者の基本的業務として整理し、社債要項等の規定例を示すこととした。

【補助者の基本的業務】

- 破産手続等への参加(総額での債権届出)
- 清算手続における債権の申出
- 社債権者集会の招集及び社債権者集会決議の裁判所への認可申立て手続
- 社債の管理に関する事項の社債権者への報告
 - ① 合併等の組織再編に係る個別催告に関する事項
 - ② 組織再編の際の社債の取扱い
 - ③ 期限の利益喪失事由の発生
 - ④ 期限の利益喪失
 - ⑤ 10分の1未満の社債権者からの請求に基づく他の社債権者への社債権者集会招集の意向確認
- 社債要項及び社債管理補助委託契約書の備置

5. 社債管理補助者の業務

「社債の管理に関する事項の社債権者への報告」は、補助者の中心的な業務と位置付けられるが、報告義務の対象となる事項の範囲や報告等の方法は、委託契約の定めに従うものとされており、法令上明らかでない。

検討部会では、報告義務の対象となる事項の範囲等に関する考え方について、以下の通り整理された。

- 補助者が社債権者に報告すべきと考えられる事項等を、社債権者が自ら社債を管理するに当たっての重要度によって、以下の通り分類することが適当
 - 【社債権者が自ら社債の管理を行うために必要な事項】
 - ① 合併等の組織再編に係る個別催告に関する事項
 - ② 組織再編の際の社債の取扱い
 - ③ 期限の利益喪失事由の発生
 - ④ 期限の利益喪失
 - 【社債権者が自ら社債の管理を行うために有用な事項】
 - ⑤ 10分の1未満の社債権者からの請求に基づく他の社債権者への社債権者集会招集の意向確認
- 報告の方法は、口座管理機関を介して個別の社債権者が確実に知ることができるよう、(株)証券保管振替機構の社債情報伝達サービスを利用することが適当

6. 社債管理補助者の義務・責任

補助者は社債権者に対する公平誠実義務及び善管注意義務を負うが、補助者は社債管理者より裁量の余地の限定された権限のみを有し、当該権限に基づいて業務を行うため、その義務及び責任の範囲についても、社債管理者より限定されたものになると解される。

検討部会では、補助者が負うべき義務及び責任の範囲を明確化する観点から、社債要項等の規定例に免責条項を含めるべきかについて、以下の通り整理された。

- 会社法第704条に規定する善管注意義務は強行規定であるため、補助者と発行会社との委託契約に免責条項を定めたとしても、実際に善管注意義務の有無が争われる場面では無効とされる可能性があるが、投資家への周知の観点から、社債要項等において補助者の義務及び責任の範囲を明示することには一定の効果が期待される
- 補助者の担い手のフィージビリティを確保する観点から、特に報告業務に関する免責条項を社債要項等の規定例に含めるべき

社債要項等の規定例において、その有効性は最終的には裁判所の判断による旨を付記したうえで、補助者は委託契約に定める権限及び業務の範囲を超えて一切の義務及び責任を負わない旨の免責条項を含めることとした。

7. 社債管理補助者の費用・報酬

補助者の報酬及び補助者が業務遂行に要した費用は、委託契約の定めに従って発行会社が支払うこととされており、委託契約に定めがない場合には、裁判所の許可を得て発行会社の負担とすることができるものとされている。

また、社債権者集会に関する費用については、原則として発行会社負担とされている。

検討部会では、補助者が行う業務のうち、特定の社債権者からの請求を受けて行う業務に係る費用負担の考え方について以下の通り整理された。

① 補助者が社債の未償還残高の10分の1以上を有する社債権者からの請求を受けて社債権者集会を招集する場合

発行会社の費用負担によることが妥当であるものの、発行会社が債務不履行等に陥った状況で社債権者集会の招集の請求があった場合、その費用を発行会社が負担することは困難と考えられるため、予め、格下げ等の一定の事由が発生した時点で、発行会社が社債権者集会の招集に要する費用の概算額を預託する方法等が提案された。

なお、発行会社による費用負担がなされない場合であっても、補助者は社債権者集会を招集する必要があると考えられることから、社債権者に不利益が生じないように最善を尽くす必要がある。

② 補助者が社債の未償還残高の10分の1未満を保有する社債権者からの請求を受けて他の社債権者の意向確認を行う場合

補助者の役割として「社債権者による社債権者集会の決議等を通じた社債の管理が円滑に行われるように補助すること」が期待されていたことを踏まえ、他の補助者業務と同様、原則、発行会社の費用負担とすることが妥当とされた。

ただし、当該業務は、請求を行った社債権者のために行う業務であるとも考えられるため、委託契約の内容を検討する際には、個別の事情に鑑み、当該社債権者に費用負担を求める(受益者負担とする)ことについて検討を行うことも考えられる。

8. 社債管理補助者の業務終了事由

補助者は、①発行会社及び社債権者集会の同意を得た場合、②委託契約に約定辞任事由と事務を承継する者の定めがある場合、③やむを得ない事由があり裁判所の許可を得た場合、には辞任することができるものとされている。

検討部会では、このうち②に係る社債要項等の規定例の内容について、補助者の担い手による違いを踏まえ、以下の通り整理した。

- 弁護士等が1名で補助者となる場合には、体調不良等により補助者業務の継続が困難となる場面が生じうるため、委託契約において事務を承継する者及び約定辞任事由を定める必要がある一方、弁護士等が複数で補助者となる場合には、委託契約において事務を承継する者を定めておく必要性は低いと考えられる
- 金融機関が補助者となる場合には、社債管理者の場合と同様に、発行会社との利益相反や組織再編その他の理由により、補助者業務の取扱いを廃止する場合等を約定辞任事由とすることが妥当

- 報告書では、補助者が「基本的業務」を遂行するために必要な最低限の権限について取りまとめを行ったが、補助者の権限やこれに基づく業務の範囲は委託契約の定めにより柔軟な設計が可能であることから、将来的には、発行会社や社債権者のニーズに応じて、法定権限だけでなく、様々な約定権限が付与された形で補助者制度が利用されることが期待される。
- 補助者には自発的に社債権者集会を招集する権限が与えられていないため、より機動的に社債権者集会が開催され、社債権者の意思を反映した社債の適切な管理が行われるよう、引き続き、実務面での検討が必要な事項もある。
- 今後、発行会社を含む市場関係者において、補助者制度の導入に向けた検討が進められるとともに、機関投資家において補助者設置債に対する前向きな評価が行われることで、補助者制度の普及が社債発行会社の多様化や投資家の裾野拡大に繋がり、我が国社債市場の活性化に資するものとなることを期待する。

END

報告書「社債管理補助者制度に係る実務上の対応について」概要
(「社債管理補助者制度に関する実務検討部会」報告)

日本証券業協会
社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ

